平成２２年（フ）第１３８号
山口県下関市丸山町１丁目12番27号
債務者　大塚　久雄
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
山口県下関市彦島西山町４丁目４番17号　古閑方、前住所山口県下関市清末西町３丁目６番３号
債務者　越口　祐輔
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
高知県安芸市本町４丁目８番27号
債務者　髙瀬　和惠
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
福岡県飯塚市楽市348番地５
債務者　横尾　卯七
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第６０号
福岡県飯塚市楽市348番地５
債務者　横尾登志恵
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１５７号
福岡県久留米市東櫛原町2303番地25
債務者　江口　浩二
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１７６号
福岡県うきは市吉井町清瀬90番地３
債務者　永松　良子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３６２号
北九州市小倉南区田原４丁目17番28号
債務者　上岡　昌生
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４１８号
北九州市八幡西区町上津役東２丁目15番９―502号
債務者　五十嵐友紀
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４３２号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目１番１号　松田ビル302号
債務者　藤本　繁雄
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４６１号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目５番５―204号
債務者　有松三樹子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５０８号
北九州市小倉北区清水５丁目５番10号
債務者　石迫　秀平
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３０号
福岡県田川郡川崎町池尻83―４―421　野田方
債務者　渡邊　哲次
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第７２号
福岡県田川郡糸田町920番地76
債務者　坂本　明男
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第８５号
福岡県田川市大字奈良1520番地23
債務者　石川百合香
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２１１号
大分県別府市南的ケ浜町３番19号　パナハイツ田尻206号前田浩一方
債務者　重盛　　朗
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２２９号
大分市浜中12番25―206号　日吉原Ｈ９住宅
債務者　中川美津子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係